

~~届出制手数料届出書~~
届出制手数料変更届出書

令和1年 6月 17日

厚生労働大臣 殿

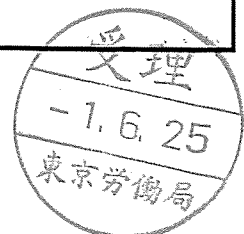
塚本商事機械 株式会社



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ-301865
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	つかもと まさのぶ ----- 塚本 正進
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒104-0061 電話 03 (5524) 6901
	とうきょうとちゅうおうくぎんぎ ----- 東京都中央区銀座4丁目2番15号
	----- ----- -----
⑥適用開始・変更予定日	令和1年6月 ²⁶ 17日
⑦届出・変更届出内容	手数料変更・資料添付
⑧備 考	



手数料表

【一般登録及び再就職支援】

サービスの種類及び内容		手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用		0円
		手数料負担者は とします。
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の50%を上限とします。
		手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の50%を上限とします。
		手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	0円
	活動1日当たり	0円
	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の50%を上限とします。
		手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の50%を上限とします。
		手数料負担者は関係雇用主及び求人者とします。

上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-301865

塚本商事機械株式会社
東京都中央区銀座4-2-15

~~届出制手数料届出書~~
届出制手数料変更届出書

① 令和 6年 9月 26日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) つかもとしょうじきかいがぶしきがいしゃ
②届出者 氏 名 塚本商事機械株式会社
代表取締役 塚本 まきのぶ 正進

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	1 3 - ユ - 3 0 1 8 6 5
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	つかもとしょうじきかいがぶしきがいしゃ ----- 塚本商事機械株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 1 0 4 - 0 0 6 1 電話 03 (5524) 6901
	とうきょうとちゅうおうくぎんざ ----- 東京都中央区銀座四丁目2番15号

⑥適用開始・変更予定日	令和6年 9月 2 ⁷ 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	塚本商事機械株式会社 大阪支店 大阪府大阪市西区西本町3-1-43 西本町ソーラービル7階702号 担当者 特販部 鷹取 一観



手数料表

【一般登録及び再就職支援】

サービスの種類及び内容		手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用		0円
		手数料負担者は とします。
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の50％を上限とします。
		手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の50％を上限とします。
		手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	0円
	活動1日当たり	0円
	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の50％を上限とします。
		手数料負担者は求人者としてします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の50％を上限とします。
		手数料負担者は関係雇用主及び求人者としてします。

上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-301865

塚本商事機械株式会社
東京都中央区銀座4-2-15